

現行計画の概要

1. 総論

障害者基本法に基づく「障がい者支援計画（2024（令和6）～2029（令和11）年度）」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（2024（令和6）～2026（令和8）年度）」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画（2024（令和6）～2026（令和8）年度）」を一体的に策定

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

基本方針

- 1 個人としての尊重
- 2 社会参加の機会の確保
- 3 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- 1 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 2 生活支援のための地域づくり
- 3 ライフステージに沿った支援
- 4 多様なニーズに対応した支援
- 5 支援の担い手の確保と資質の向上
- 6 調査研究の推進

2. 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・理解促進
- 2 情報・コミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動等

第3章 地域生活への移行のために

- 1 入所施設からの地域移行
- 2 精神科病院からの地域移行

第4章 地域で学び・働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安全・安心

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

成果目標 ※目標年度：2026（令和8）年度

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援の充実・強化等
- 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

主な障がい福祉サービスの見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	20,829 人	22,019 人	23,291 人
	月あたり利用時間	676,679 時間	691,434 時間	706,725 時間
通所系サービス	月あたり利用者数	27,573 人	30,953 人	34,915 人
	月あたり利用日数	480,166 日	530,018 日	605,773 日
居住系サービス	グループホーム	4,907 人	5,496 人	6,156 人
	施設入所支援	1,229 人	1,213 人	1,197 人

国の動向（主な法改正等）

高次脳機能障害者支援法

高次脳機能障害への理解促進、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる切れ目のない支援の実施

手話に関する施策の推進に関する法律

手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進など、手話に関する施策を総合的に推進

国の基本指針の見直し（案）

（基本指針見直しの主な事項）

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障がい児支援の提供体制の整備等
- 5 地域における相談支援体制の充実強化
- 6 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上
- 7 障がい福祉サービスの質の確保
- 8 きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- 9 高次脳機能障がい者に対する支援
- 10 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- 11 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 12 住宅セーフティネット制度との連携
- 13 地域差の是正・指定の在り方等
- 14 障がい者等に対する虐待の防止等
- 15 障害者スポーツによる社会参加等の促進
- 16 災害時における障害福祉サービス提供の確保

（成果目標）

- 1 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（拡充）
- 3 福祉施設から一般就労への移行等（拡充）
- 4 障がい児支援の提供体制の整備等（拡充）
- 5 地域生活支援の充実（継続）
- 6 相談支援体制の充実・強化等（拡充）
- 7 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上（新規）
- 8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（拡充）

次期計画について

- 障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的に策定
- 計画期間：障がい支援計画は令和6～11年度の6年間（R9年度中間見直し）
障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和9～11年度の3年間

- 令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の結果から見てきた課題
- 現行計画における進捗及び評価
- 国の動向などの状況の変化
 - ・高次脳機能障害者支援法等の施行
 - ・国の基本指針の見直し（新たな成果目標）等

これらの内容を踏まえて、障がい当事者や学識経験者等で構成する「大阪市障がい者施策推進協議会」において審議を行い、令和8年度中に次期計画を策定する。

次期計画策定のスケジュール（予定）

- 令和8年5～8月頃 ワーキング会議（計画素案の検討）
- 令和8年9～10月頃 障がい者施策推進協議会（計画素案の審議）
- 令和8年12月頃 パブリックコメント実施
- 令和9年2～3月頃 障がい者施策推進協議会（計画案の審議）
- 令和9年3月 次期計画の策定

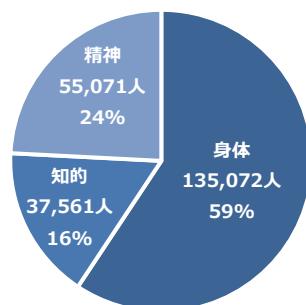
障がいのある人を取りまく現状とニーズの把握等

障がい者等基礎調査の実施

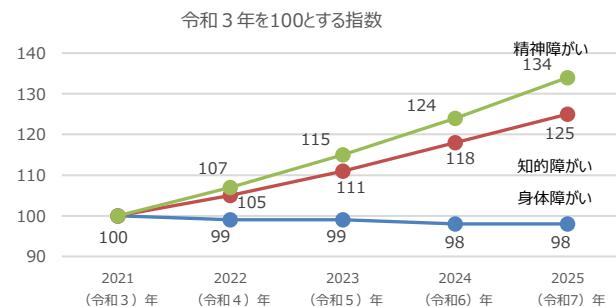
次期計画策定のための基礎資料として、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握するため、令和8年12月に調査を実施

- 本人・家族
- 障がい福祉サービス等事業者
- エルムおおさか等利用者
- 施設入所者・管理者
- 医療費助成、医療支援事業対象者（指定難病・小児慢性）
- 医療的ケアの必要な子ども
- 精神科病院入院者

本市障がい者手帳交付者数の推移【令和7年3月31日現在】



※2025（令和7）年3月末現在



※各年3月末現在